

損害賠償の額の決定に関する議案について

1. 議案概要

平成29年12月5日に高岡郡中土佐町久礼2034番地1先路上において発生した事故について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額の決定について県議会の議決を求めるもの。

2. 事故の概要

(1) 発生状況

高知県教育委員会事務局小中学校課の職員が、中土佐町教育委員会の学校長ヒアリング用務を行うため、自家用車を運転し、時間調整のためコンビニに入ろうとした際に、注意が不十分なまま右折し、直進してきた相手方車両と衝突したもの。（県の過失割合90%）

(2) 物的損害について

物的損害に対する損害賠償については、既に損害賠償額の専決処分（※）がなされており示談済（154,749円を支払い済）

※ 地方自治法第180条第1項の規定によって知事が専決処分できる事項（平成30年6月14日専決）

3. 損害賠償の額について

人的損害に対する損害賠償額として、①高知労働局から相手方に給付された労災保険（5,493,980円／通勤災害に認定）と、②相手方の任意保険会社から支給された人身傷害補償保険金（3,140,235円）を対象に、治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料、後遺障害による損害について、県責任分の7,770,793円を支払うもの。

〔内訳〕

○傷害による損害

治療費	1,306,777円	} ①+②
通院交通費	322,792円	
休業補償費	4,706,045円	
慰謝料	784,560円	} ②

○後遺障害による損害

逸失利益	1,114,041円
慰謝料	400,000円
計	8,634,215円

県の損害賠償額（計×90%） 7,770,793円

【補足説明】

今回 県が直接支払うことになる金額

県の損害賠償額	7,770,793円
職員の自賠償保険額	-1,950,000円
県の直接支払額	5,820,793円（※）

（※）支払先別 ①高知労働局 3,975,509円、②任意保険会社 1,845,284円